

基本目標	施策の方向	推進施策	実施番号	再掲	個別事業	事業内容	課名	施策の方向	拡大の内容	事業の対象年齢										
										0	1	3	6	9	12	15	18歳			
										結婚前	妊娠前	妊娠中	乳幼児期	小学生	中学生	高校生等	青年			
1- 全ての子どもが健やかな育ちを支える環境づくり	① 幼児期の教育・保育事業の充実	1-1-1			教育・保育事業	幼児期の教育を行う幼稚園、保護者の就労などによって家庭で保育できない保護者に代わり保育する保育園、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園で教育・保育を行います。	保育課	継続												
		1-1-1			地域型保育事業	教育・保育事業を補完する形で、実状にあわせて対応します。	保育課	新規												
		1-1-1			幼稚園対象の研修会・講演会(子育て講演会)	幼稚園教諭や通園児等の保護者を対象とした研修会や講演会を開催し、幼稚園の現場が抱える課題について、学習の機会や情報を提供します。	子育て支援課	継続												
		1-1-1			保育園職員研修事業	保育園、認定こども園職員に対し研修を実施し、資質の向上を図ります。	保育課	新規												
		1-1-1			幼保連携型認定こども園の整備	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う幼保連携型認定こども園を、地域的なバランス等を考慮し整備します。	保育課	新規												
		1-1-1			保育園園舎等のリニューアル	老朽化した民間保育園、認定こども園の園舎等を整備します。	保育課	新規												
		1-1-1			保育施設の指導監督	認可外保育施設指導監督基準に基づいて指導監督を行い、保育サービスの質の確保を図ります。	保育課	継続												
	2 地域における子ども・子育て支援の充実	① 地域の実情に応じた子育て支援の充実	1-2-1			一時預かり(保育園における未就園児を対象)	保育園・認定こども園において、保護者の就労や疾病、入院、冠婚葬祭などで、一時的に家庭での保育ができない場合に保育を実施します。	保育課	拡大	実施施設の拡充										
			1-2-1			一時預かり(幼稚園における在園児を対象)	通常保育時間前後や、夏休みなど長期休業期間中に、保護者の要請に応じて、園児を預かります。	保育課	継続											
			1-2-1			延長保育事業	保育園・認定こども園において、通常保育時間を超えた場合に保育時間を延長して保育します。	保育課	継続											
			1-2-1			休日保育事業	保育園・認定こども園に入園している児童で休日に保護者が就労のため家庭で保育できない児童を保育します。	保育課	継続											
			1-2-1			病児・病後児保育事業	概ね生後6か月から概ね10歳未満までの保育園等に通っている病中や回復期の児童が、集団保育等が困難な場合に一時的に保育します。	保育課	拡大	実施か所数の増										
			1-2-1	再掲 2-3-2		放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。また、国が推進する全ての児童の安全・安心な居場所を確保する「放課後子ども教室」との一体型の実施について、地域の実情を踏まえ検討を行います。	生涯学習課	拡大	対象年齢の拡大、利用者数の増										
			1-2-1	再掲 2-3-2		放課後子ども教室	安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等に取り組みます。また、国が推進する全ての児童の安全・安心な居場所を確保する「放課後児童クラブ」との一体型の実施について、地域の実情を踏まえ検討を行います。	生涯学習課	継続											
			1-2-1	再掲 3-2-1		子育て支援ショートステイ事業	保護者の病気や出産、育児不安により一時的に養育が困難になった児童を、児童福祉施設で預かります。	子育て支援課	継続											
			1-2-1			子育て支援トワイライト事業	保護者の仕事などにより、夜間または休日に家庭での養育が困難になった児童を、児童福祉施設で預かります。	子育て支援課	継続											
			1-2-1	再掲 4-1-2 4-2-1		ファミリー・サポート・センター事業	地域において子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人のネットワークをつくり、育児の相互援助を推進します。	子育て支援課	拡大	会員数の増										
			1-2-1	再掲 2-3-1		こども未来館子育てプラザの運営	0~3歳までの乳幼児とその保護者を対象に、遊びの場や子育て情報の提供及び仲間づくりの場として子育て家庭を応援します。また、本市の子育て支援の拠点として地域の子育て事業とネットワーク化を進めていきます。	こども未来館	継続											
			1-2-1	再掲 2-3-1		つどいの広場	0~3歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集う場を設け、育児に関する情報交換や仲間づくりを進めます。また、子育てに関する講習会を開催するなど、学びの機会も提供します。	子育て支援課	拡大	実施か所数の増										
			1-2-1	再掲 1-2-2 2-3-1 4-1-2		地域子育て支援センター事業	地域における子育て支援の拠点として保育園等を活用し、子育ての相談や育児講座の開催、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供します。	保育課	拡大	実施か所数の増										
1-2-1	再掲 2-3-1 4-1-2 4-1-3		ここにごサークル	乳幼児とその保護者を対象に月1~2回程度、気軽に親子・親同士の交流ができる場を提供し、地域に密着した子育てを応援するふれあい交流活動を拡大します。	こども未来館	拡大	実施回数の増													
1-2-1			妊婦健診	妊婦の健康保持増進と疾病の予防、早期発見のため、公費負担での健康診査を行います。	こども保健課	継続														
1-2-1	再掲 3-3-1		乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	出産後の子育ての不安を軽減し、乳児家庭の孤立化を防止するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を看護師等が家庭訪問します。また地域の相談先である民生委員児童委員、主任児童委員による家庭訪問も行います。	こども保健課、子育て支援課	継続														
1-2-1	再掲 3-3-1		養育支援訪問事業(こども保健課分)	育児不安などを持つ養育者を対象に、保健師、助産師が家庭訪問により育児に関する専門的相談支援を行います。	こども保健課	継続														
1-2-1	再掲 1-3-2		養育支援訪問事業(子育て支援課分)	不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやリスクを抱える家庭を訪問し、養育環境の維持改善や子の発達保障等のための相談・支援を行います。	子育て支援課	継続														

基本目標	施策の方向	推進施策	施策番号	再掲	個別事業	事業内容	課名	施策の方向	拡大の内容	事業の対象年齢									
										0	1	3	6	9	12	15	18歳		
										結婚前	妊娠前	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生等	青年		
②子育てに関する相談、情報提供の充実	1-2-2	再掲 1-2-1 2-3-1 4-1-2	地域子育て支援センター事業	地域における子育て支援の拠点として保育園等を活用し、子育ての相談や育児講座の開催、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供します。	保育課	拡大	実施か所数の増												
	1-2-2	再掲 4-1-2	子育て支援地域活動事業	地域の在宅児童や子育て家庭等に対して、保育園・認定こども園の園庭開放による親子の交流活動を行います。また、保育室・遊戯室等を利用した子育てサークルなどの育成・活動支援、子育て家庭の育児への不安などについての助言・相談等を行います。	保育課	拡大	実施か所数の増												
	1-2-2		子育て支援プラットホーム事業	子育て支援の拠点施設である「こども未来館」をキーステーションとして、多様な子育て支援サービス情報の収集と発信や、様々な子育て相談の総合相談窓口を設置するほか、各種講座の開催や子育て支援のための人材育成などを行います。	子育て支援課、こども未来館、保育課	拡大	情報提供や相談対応等の充実												
	1-2-2		豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」の運営	子育て支援情報ポータルサイト「育なび」により、多岐にわたる子育て支援情報を一元的に集約し、子育て家庭に分かりやすく情報提供を行います。	子育て支援課	拡大	内容の充実、アクセス数の向上												
	1-2-2		利用者支援事業	主に就学前の子どもを持つ家庭向けの教育・保育事業や地域の子育て支援事業に関する情報提供や相談・助言を行います。	保育課	新規													
	1-2-2		子育て情報紙の発行	子育て情報紙「子育て情報ハンドブック」、「すくすく」を作成し、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時や窓口などで配布します。また、ホームページ上でも情報を提供します。	子育て支援課	継続													
	1-2-2		母子保健電話相談	妊娠、出産、育児に関する母親等からの電話相談に応じ、悩みを持つ親の不安を和らげます。	こども保健課	継続													
	1-2-2	再掲 1-3-2	家庭児童相談	家庭児童相談員が育児やしつけといった育成相談などについて、適切な指導・助言を行います。	子育て支援課	継続													
	1-2-2	再掲 1-3-1 1-3-2 2-2-2	教育相談	専任の相談員が、子どもや保護者、教員からのいじめや不登校、軽度発達障害など様々な悩みや問題の相談に対応します。また、心理カウンセラーが児童生徒の問題行動等についてカウンセリングを実施し、問題解決への手助けを行い、子ども自身が相談してみようと思える相談活動を推進します。	学校教育課	継続													
	1-2-2	再掲 1-3-1 1-3-2 2-2-2	教育支援コーディネーターの配置	教育支援コーディネーターを教育会館に配置し、いじめや不登校、児童虐待などの問題について、子どもの置かれた環境への働きかけや、関係機関との連携・調整、学校内チーム体制の構築・支援や保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供などを行います。	学校教育課	継続													
	1-2-2	再掲 2-4-2	子ども・若者総合相談	ニート、ひきこもり、不登校、非行、就労、貧困、発達障害など社会的困難を抱える子ども・若者に関する相談に応じます。	生涯学習課	継続													
	1-2-2	再掲 1-3-2 3-1-2	民生委員児童委員、主任児童委員の活動支援	地域において子育ての支援を行う民生委員児童委員、主任児童委員を対象に、子どもの見守りや相談に関する研修会などを実施し、活動を支援します。	子育て支援課、障害福祉課	継続													
	3 子どもの人権を尊重した環境づくり	1-3-1		子どもが主役の子ども会議の開催	子どもたちの目線から、今後の行政全般について様々な意見交換ができる子ども会議を開催します。また子どもが主役という視点から、子どもが意見を表明できる機会をつくります。	子育て支援課	拡大	内容の充実、参加人数の拡大											
1-3-1			人権に関する学習機会の提供	道徳や総合的な学習、学級活動等の様々な場面で命や人権の尊さを学ぶ機会を積極的に設け、人権を尊重する意識を高めます。また、学校においても人権に関する問題が増加しているため、教職員の資質向上、人材育成のための研修会を提供していきます。	学校教育課	継続													
1-3-1			人権啓発活動	人権擁護委員会など関係機関と協力し、保育園・幼稚園・小・中学校への訪問授業、イベントでの啓発活動や人権相談を実施するなど、子どもたちに豊かな人権感覚を身に付けてもらえるよう啓発を行います。	福祉政策課	継続													
1-3-1			子どもの権利擁護	市役所の全ての部署で子どもの人権を守り、尊重することの大切さを周知するために様々な場面で啓発をしていきます。	子育て支援課	継続													
1-3-1			まちづくり出前講座(子どもの人権)	「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、すべての子どもたちの権利が尊重されるよう、市民向けに出前講座を実施します。	子育て支援課	継続													
1-3-1		再掲 1-3-2	オレンジリボンデー(とよはし子どもの人権デー)の周知	11月の児童虐待防止推進月間においてオレンジリボンデーを開催し、子どもの人権の啓発活動を行います。	子育て支援課	継続													
1-3-1		再掲 1-2-2 1-3-2 2-2-2	教育相談	専任の相談員が、子どもや保護者、教員からのいじめや不登校、軽度発達障害など様々な悩みや問題の相談に対応します。また、心理カウンセラーが児童生徒の問題行動等についてカウンセリングを実施し、問題解決への手助けを行い、子ども自身が相談してみようと思える相談活動を推進します。	学校教育課	継続													
1-3-1		再掲 1-2-2 1-3-2 2-2-2	教育支援コーディネーターの配置	教育支援コーディネーターを教育会館に配置し、いじめや不登校、児童虐待などの問題について、子どもの置かれた環境への働きかけや、関係機関との連携・調整、学校内チーム体制の構築・支援や保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供などを行います。	学校教育課	継続													
1-3-2			児童相談	家庭や関係機関から、家庭養育が困難な児童についての相談を受け、子どもや家庭にとって最も効果的な相談援助活動を行います。また、児童虐待の通告窓口としての対応も行います。	子育て支援課	継続													
1-3-2			児童虐待防止に関するネットワークの推進	関係機関と連携強化を図り、関係者との調整会議や必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、要保護児童等を継続的に支援し、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に取り組みます。また、関係機関や関係者の資質向上を目指し、各種研修を実施します。	子育て支援課	継続													
1-3-2			児童虐待防止に関する啓発活動の充実	11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童や保護者へ児童虐待予防の啓発リーフレットを配布するとともに、市民向けに様々なイベントやキャンペーンを実施するなど啓発活動を行います。	子育て支援課	継続													
1-3-2		再掲 1-3-1	オレンジリボンデー(とよはし子どもの人権デー)の周知	11月の児童虐待防止推進月間においてオレンジリボンデーを開催し、児童虐待防止の啓発活動を行います。	子育て支援課	継続													
1-3-2		再掲 1-2-1	養育支援訪問事業(子育て支援課分)	不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやリスクを抱える家庭を訪問し、養育環境の維持改善や子の発達保障等のための相談・支援を行います。	子育て支援課	継続													

基本目標	施策の方向	推進施策	施策番号	再掲	個別事業	事業内容	課名	施策の方向	拡大の内容	事業の対象年齢									
										0	1	3	6	9	12	15	18歳		
										結婚前	妊娠前	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生等	青年		
			1-3-2		ハイリスク家庭の把握と対応	妊娠届出や出生届出が遅いケースなどの家庭に、保健・医療・福祉が連携し相談や訪問等の支援を行います。	こども保健課、関係課	継続											
			1-3-2		所在不明児童の対応	家庭訪問をしても会えないなど所在不明が疑われるケースについては、対象児童の福祉・保健・教育に関する子ども関連情報を集約し、関係課と情報共有・連携して対応します。	子育て支援課、関係課	継続											
			1-3-2	再掲 1-2-2	家庭児童相談	家庭児童相談員が育児やしつけといった育成相談などについて、適切な指導・助言を行います。	子育て支援課	継続											
			1-3-2	再掲 1-2-2 1-3-1 2-2-2	教育相談	いじめや不登校、軽度発達障害など様々な悩みや問題について、子どもや保護者、教員からの相談に、専任の相談員が対応します。また、心理カウンセラーが児童生徒の問題行動等についてカウンセリングを実施し、問題解決への手助けを行い、子ども自身が相談してみようと思える相談活動を推進します。	学校教育課	継続											
			1-3-2	再掲 1-2-2 1-3-1 2-2-2	教育支援コーディネーターの配置	教育支援コーディネーターを教育会館に配置し、いじめや不登校、児童虐待などの問題について、子どもの置かれた環境への働きかけや、関係機関との連携・調整、学校内チーム体制の構築・支援や保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供などを行います。	学校教育課	継続											
			1-3-2	再掲 1-2-2 3-1-2	民生委員児童委員、主任児童委員の活動支援	地域において子育ての支援を行う民生委員児童委員、主任児童委員を対象に、子どもの見守りや相談等に関する研修会などを実施し、活動を支援します。	子育て支援課、障害福祉課	継続											
2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり	1 家庭・地域における子どもの人間形成	①家庭や地域における教育力の向上	2-1-1		幼児ふれあい教室	地区市民館やアイプラザ豊橋で、親子のふれあいを通して乳幼児期の家庭教育を学習する場を提供するとともに、仲間づくりを推進します。	生涯学習課	継続											
			2-1-1		初めての絵本との出会い事業	4か月児健康診査時に、赤ちゃん絵本ボランティア会員による絵本の紹介や読み聞かせ活動を行い、あわせて絵本1冊と絵本袋のプレゼントをすることで絵本を介して親子がふれあうひとときを持つきっかけをつくります。	こども保健課、図書館	継続											
			2-1-1		家庭教育講座	地区市民館等で、家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭における教育力の向上を図ります。	生涯学習課	継続											
			2-1-1	再掲 4-2-1	パパママ子育て講座	家族全員での子育て、特に男性の育児参加を支援するため、子どもに対する様々なふれあい遊び等を通じた家庭教育やワークライフバランス(仕事と生活の調和)等に関する学習機会を提供します。	生涯学習課	継続											
			2-1-1		親支援プログラムの実施	子育てに不安を持つ保護者の不安感・負担感の軽減を図るため、市民協働で親支援プログラムを実施します。	子育て支援課	新規											
			2-1-1		子育て学習講座	小中学校の行事等にあわせて、保護者に子育てやしつけなどの家庭教育についての講話や意見交換会などを開催し、学習の機会や情報を提供します。	生涯学習課	継続											
			2-1-1		地域いきいき子育て促進事業	全小学校区で、地域のボランティア等の指導により、子どもに様々な遊びや学習を経験させ、地域での子育てを実践します。	生涯学習課	継続											
			2-1-1		明るい家庭づくり推進大会	明るい家庭づくりに関する作文と壁新聞を募集し優秀作品の表彰や児童・生徒の音楽発表などを行う大会を開催し、明るい家庭作りの啓発活動を行います。	生涯学習課	継続											
			2-1-1		青少年だよりの発行	小中学生向けにわかりやすく、夢のある作品や家族向け記事を掲載した「青少年便り」を発行します。また、家庭の話づくりにも役立つよう努めます。	生涯学習課	継続											
	2-1-1		お金の使い方の講座	子どもを対象とした「金融経済教育」を開催し、お金の使い方など金融経済教育活動を推進します。	安全生活課	継続													
		2 多様な体験活動の充実	②多様な体験活動の充実	2-1-2		地域スポーツ推進事業	心身ともに健全な状態を保持していくために、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援し、新たなクラブの設立を進めていきます。	スポーツ課	拡大	クラブ数の増									
	2-1-2				親子のふれあい、自然とのふれあい事業	少年自然の家・野外教育センターで自然体験プログラム遊びイベント21などを実施します。	生涯学習課	継続											
	2-1-2				ほの国こどもパスポート事業	東三河の小中学校児童生徒を対象に、東三河にある公共施設の入場料等が無料になる「ほの国こどもパスポート」を配布します。	政策企画課	継続											
	2-1-2				こども未来館(体験・発見プラザ)	主に幼児から小学生を対象に、子どもたちの好奇心や創造性を育むため、学べるおもちゃで自由に遊べる空間を提供します。	こども未来館	継続											
	2-1-2				仕事体験プログラム	職人さんや技術者を招き、プロから職業の楽しさを教えてもらい働くことの大切さを知ることができる仕事体験プログラムを実施します。	こども未来館	継続											
	2-1-2				赤ちゃん広場	赤ちゃんとお母さんを対象に、ボランティアによる絵本の紹介や読み聞かせ、手遊び、わらべうたなどを行い、絵本を介して親子がふれあう場を提供します。	図書館	継続											
	2-1-2				おはなしのへや	中央図書館、地区校区市民館などで幼児、小学生と保護者を対象に、ボランティア等による絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなどを行い、絵本に親しむ機会を提供します。	図書館	継続											
	2-1-2			再掲 2-2-1	芸術・文化ふれあい体験	直接アーティストとの交流ができるワークショップなどを実施し、また、本物の芸術・文化や歴史に触れ、体験する機会を提供します。文化財センターではとよはし歴史探訪、天然記念物観察会、遺跡見学、職場体験などの発掘作業を実施します。	文化課 美術博物館	新規											
2	2			①個性と	2-2-1		開かれた学校づくりの推進	学校評価システムと情報受信・発信体制を充実することで、学校の教育活動を保護者・地域に公開し学校評価を進めることで、家庭・地域とともに歩む学校づくりを目指します。	学校教育課	継続									

基本目標	施策の方向	推進施策	施策番号	再掲	個別事業	事業内容	課名	施策の方向	拡大の内容	事業の対象年齢															
										0		1		3		6		9		12		15		18歳	
										結婚前	妊娠前	妊娠中	乳幼児期	小学生	中学生	高校生等	青年								
①を通して子どもの人間形成	①創造性を育む学校教育の推進	2-2-1			新入学児童学級対応等支援事業	新入学児童学級対応等支援員を配置し、小学1年生と発達障害のある児童・生徒へきめ細かな指導を進めます。	学校教育課	継続																	
		2-2-1			児童・生徒に対する男女共同参画教育の推進	小・中・高等学校への出前講座を開催したり、児童・生徒及び保護者向けに男女共同参画について正しい知識を促すためのパンフレットを配布するなどの啓発を行います。	市民協働推進課	継続																	
		2-2-1			わくわく Work in とよはし	中学2年生を対象に、社会性を身につけるため地域の商店・企業・公共施設などで職場体験をします。また、小学3年生を対象に、こども未来館での仕事体験やまちなかの商店街見学を通して、働くことに対する見方や考え方を育成します。	学校教育課	継続																	
		2-2-1			特色ある学校づくり推進事業	地域の人に学ぶ活動、環境保護活動、勤労・福祉体験活動など、「生きる力」を育む特色ある学校づくりを推進し、豊かな心と実践力のある児童・生徒を育成します。	学校教育課	継続																	
		2-2-1			福祉教育活動の推進	福祉に対する意識の向上や、ボランティア活動の普及、啓発のため、小・中・高等学校の児童・生徒に、福祉に関する学習機会や、いきいきフェスタなどボランティア活動の場を提供します。	福祉政策課	継続																	
		2-2-1	再掲 2-1-2		芸術・文化ふれあい体験	小中学生に演劇や音楽などの質の高い芸術文化を鑑賞する機会を提供します。また、アーティスト等を学校や児童福祉施設等に派遣しワークショップを実施し、文化芸術に触れる機会を提供します。	文化課	新規																	
	②教育体制の充実	2-2-2				英会話のできる豊橋っ子の育成	英語でのコミュニケーション能力の育成のため、小学3・4年生はスクールアシスタント、小学5・6年生及び中学生はALT(外国人英語指導員)を活用して英会話の授業を行います。また、「ここにこde英語っこ」をはじめとする発展的な活動を企画、開催します。	学校教育課	継続																
		2-2-2	再掲 3-2-3			外国人児童・生徒相談コーナーの運営	外国人児童生徒相談コーディネーターが、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築・連携・調整を行います。また、外国人児童生徒及び保護者を対象とした教育相談活動や、学校における外国人児童生徒への指導を支援するための教材を整備します。	学校教育課	継続																
		2-2-2				幼年期教育の推進	保育園、幼稚園及び小学校の三者の交流と連携を深めることにより、幼年期の子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼年期教育の充実を図ります。	保育課、学校教育課	継続																
		2-2-2				適応指導教室(まほひろば)	心理的な理由によって登校できない子どもたちが、体験活動や学習支援を充実することで早期に学校復帰できるよう支援します。	学校教育課	継続																
		2-2-2				外国人児童生徒教育相談	外国人児童生徒が多く在籍する学校に、教育相談員を配置したり巡回したりすることで、初期適応指導及び日本語指導の補助を行い、外国人児童・生徒や保護者が生活しやすいよう支援します。	学校教育課	継続																
		2-2-2	再掲 1-2-2 1-3-1 1-3-2			教育相談	いじめや不登校、軽度発達障害など様々な悩みや問題について、子どもや保護者、教員からの相談に、専任の相談員が対応します。また、心理カウンセラーが児童生徒の問題行動等についてカウンセリングを実施し、問題解決への手助けを行い、子ども自身が相談してみようと思える相談活動を推進します。	学校教育課	継続																
		2-2-2	再掲 1-2-2 1-3-1 1-3-2			教育支援コーディネーターの配置	教育支援コーディネーターを教育会館に配置し、いじめや不登校、児童虐待などの問題について、子どもの置かれた環境への働きかけや、関係機関との連携・調整、学校内チーム体制の構築・支援や保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供などを行います。	学校教育課	継続																
		2-2-2				学校図書館活動推進事業	学校図書館司書や図書館ボランティアの配置など人的支援を図るとともに、図書館機能の充実と学びの環境づくりを進めます。	学校教育課	継続																
		2-2-2				小・中学校不登校対策支援事業	生活サポート主任の授業軽減のために非常勤講師を配置し、校内適応指導教室での支援を充実させるとともに、組織的な不登校対策を進めます。	学校教育課	継続																
		③子どもの主体的な活動の尊重	①遊び場、施設等の充実	2-3-1			こども未来館の運営	乳幼児とその保護者を対象とした子育てプラザ、幼児や小学生を主な対象とした体験・発見プラザ、芝生広場やここにこ広場などで子どもから大人まで楽しめる多彩なイベントなどを開催して、子どもの健やかな成長及び市民の交流を進めます。	こども未来館	継続															
				2-3-1	再掲 1-2-1			こども未来館子育てプラザの運営	0～3歳までの乳幼児とその保護者を対象に、遊びの場や子育て情報の提供及び仲間づくりの場として子育て家庭を応援する。また、本市の子育て支援の拠点として地域の子育て事業とネットワーク化を進めています。	こども未来館	継続														
				2-3-1	再掲 1-2-1			つどいの広場	0～3歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集う場を設け、育児に関する情報交換や仲間づくりを進めます。また、子育てに関する講習会を開催するなど、学びの機会も提供します。	子育て支援課	拡大	実施か所数の増													
				2-3-1	再掲 1-2-1 1-2-2 4-1-2			地域子育て支援センター事業	地域における子育て支援の拠点として保育園等を活用し、子育ての相談や育児講座の開催、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供します。	保育課	拡大	実施か所数の増													
2-3-1	再掲 1-2-1 4-1-2 4-1-3					ここにこサークル	乳幼児とその保護者を対象に月1～2回程度、気軽に親子・親同士の交流ができる場を提供し、地域に密着した子育てを応援するふれあい・交流活動を拡大します。	こども未来館	拡大	実施回数増															
2-3-1						交通児童館事業	自転車乗り方教室、幼児の親子遊び、親子造形遊び、リトミック遊び、親子ふれあい体操などの行事を開催するとともに、遊びを取り入れながら交通ルールを学ぶ教室を開催し児童の健全育成を図ります。	子育て支援課	継続																
2-3-1						公園等の整備	公園の新設や遊具の更新等により、安全・安心で夢のある子どもの遊び場を創出していきます。	公園緑地課、子育て支援課	継続																



基本目標	施策の方向	推進施策	施策番号	再掲	個別事業	事業内容	課名	施策の方向	拡大の内容	事業の対象年齢										
										0	1	3	6	9	12	15	18歳			
										結婚前	妊娠前	妊娠中	乳幼児期	小学生	中学生	高校生等	青年			
③ けられるままと安心して出か	3-1-3	再掲 3-2-2 4-1-1	再掲 4-2-2	人にやさしいまちづくり推進事業	誰もが暮らしやすいと感じるように、「人にやさしいまちづくり」の実現を目指し、まちにある段差等の障壁を取り除くこと(バリアフリー)や意識の啓発に努めます。また、モデル事業を選定するなど、具体的な取り組みを行います。	建築指導課	継続													
				ユニバーサルデザイン推進事業	誰もが暮らしやすいまちや地域社会を実現するため、利便性や安全性に配慮した施設づくりを進めるとともに、小・中学校における教育や、企業、市民への学習機会の提供など、ユニバーサルデザインを実践する思いやりの心を持った人づくりに取り組みます。	政策企画課	継続													
				赤ちゃんの駅	親子が安心して外出できるよう、市内のおむつ交換や授乳のできる施設・店舗を赤ちゃんの駅として登録し、施設や店舗の情報を発信していきます。	子育て支援課	拡大	登録か所数の増												
	④ 子育てに伴う経済的負担の軽減	3-1-4	再掲 3-2-3	再掲 4-2-2	児童手当	児童を養育している親または養育者に児童手当を支給します。	子育て支援課	継続												
					子ども医療費助成事業	子どもが診療を受けたときに、自己負担分の医療費の全額又は半額を助成します。	子育て支援課	継続												
		3-1-4	再掲 3-2-3	再掲 4-2-2	保育料の軽減	保育園・認定こども園の保育料について、国の定める徴収基準より低い保育料を設定します。	保育課	継続												
		3-1-4	再掲 3-2-3	再掲 4-2-2	幼稚園就園奨励費補助	幼稚園が家庭の所得に応じて行う保育料(授業料)、入園料の減免に対して助成します。	保育課	継続												
		3-1-4	再掲 3-2-3	再掲 4-2-2	就学援助	経済的支援を必要とする市立小・中学校に通う児童・生徒のいる家庭の給食や学用品費などの補助を行います。	学校教育課	継続												
		3-1-4	再掲 3-2-3	再掲 4-2-2	私立高等学校及び私立専修学校高等課程等授業料補助	私立高校や私立専修学校等に就学させている家庭に対し、所得に応じて授業料の一部を補助します。	教育政策課	継続												
		3-1-4	再掲 3-2-1	再掲 4-2-2	子育て世帯の優先入居	ひとり親世帯や5人以上の大家族世帯及び小学校就学前の子を扶養している世帯に対して、市営住宅へ優先して入居できるよう配慮します。	住宅課	継続												
	3-1-4			子育て世帯向け住宅の供給	子育て世帯に対し、入居期間を子育て期間に限定した子育て世帯向け市営住宅を提供します。	住宅課	新規													
	⑤ 防災及び災害時の子育て支援の充実	3-1-5	再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	安全教育推進事業	小中学校の日常的な安全管理の充実を図るとともに、児童生徒の「危険を予測し、回避する能力」や「安全確保に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣」を育むため、「生活安全・交通安全・災害安全(防災)」の3領域にわたる安全教育を実施します。	学校教育課	継続												
					学校版出前講座	小学生を対象に、災害に備え、災害の恐ろしさを学び、「自分の身は自分で守る」ことを気付かせるきっかけとするため、防災講話や起震車体験等を行います。また、中学生に対し、災害時に、家庭や地域を守るため実践的な実技訓練等を行います。	防災危機管理課	継続												
		3-1-5	再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	防災ポスター・防災標語募集	防災ポスターについては、小中学生、防災標語については、高校生を対象に募集、優秀作品について表彰し、募集作品を展示・広報します。	防災危機管理課	継続												
		3-1-5	再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	防災訓練	災害に備え、小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園において防災訓練を実施します。	学校教育課 保育課	継続												
		3-1-5	再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	小中学生向けパンフレットの作成	防災週間(8月30日から9月5日)に合わせて防災パンフレットを小中学校へ配布し、防災についての基礎的な知識を身につけるとともに、発災した際にどのような行動をとればよいのか考えるきっかけとします。	防災危機管理課	継続												
		3-1-5	再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	まちづくりモデル校区事業	モデル校区(小学校区)を選定し、学校(児童・PTA)と地域自治会(自主防災会)が、「タウンウォッチング」に基づく「防災コミュニティマップ」の作成や校区防災訓練を実施し、災害に強いまちづくりを進めます。	防災危機管理課	継続												
		3-1-5	再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	防災備蓄品等整備事業	災害発生時に避難者となった市民のため、粉ミルク(アレルギー対応含む)や哺乳瓶を含めた防災備蓄品を整備します。	防災危機管理課	継続												
3-1-5		再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	民生委員児童委員、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」	赤ちゃんが生まれた家庭を地域の民生委員児童委員と主任児童委員が訪問することで地域が子育て家庭を把握し、災害発生時の地域における子どもの把握の一助とします。	子育て支援課	継続													
3-1-5		再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	子どもの心のケア体制	災害後の生活の中で生じた心や体の不調などに対し、保健師が避難所や地域の家庭において心身のケアを行い、必要な支援につなげます。	保健所	新規													
3-1-5		再掲 4-1-2	再掲 4-2-2		災害後の生活によりストレス症状を抱える乳幼児に対する在園中のケアについて、保育園等への支援や助言を行います。	保育課	新規													
3-1-5	再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	災害後の生活が原因で生じた子どものストレス症状に対して心理カウンセラー等と連携し、個々の症状に応じた最適なケアを受けることができるように支援します。保護者に対しては、ストレス症状に関する知識を提供します。		学校教育課	継続														
3-1-5	再掲 4-1-2	再掲 4-2-2	安心して過ごせる場所の提供	大規模災害などが発生した後、子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、避難所となった学校や広域避難場所の公園の遊具等の点検を行い、遊び場として提供できるように努めます。さらに、こども未来館と交通児童館の早期開館に努めます。	子育て支援課、こども未来館、公園緑地課、教育政策課	新規														



基本目標	施策の方向	推進施策	施策番号	再掲	個別事業	事業内容	課名	施策の方向	拡大の内容	事業の対象年齢											
										0		1	3	6	9	12	15	18歳			
										結婚前	妊娠前	妊娠中	乳幼児期	小学生	中学生	高校生等	青年				
	③ 外国人家庭における子育てへの支援	3-2-2			心身障害高校生奨学金、入学準備金	心身に障害のある高校生や盲・ろう・特別支援学校の高等部の生徒に対し、世帯の所得に応じて奨学金を支給します。また、高校や盲・ろう・特別支援学校に進学する場合に、世帯の所得に応じて入学準備金を支給します。	障害福祉課	継続													
		3-2-2			障害児通所支援事業	未就学の児童に対し集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援、就学している児童に対し生活能力向上に必要な支援等を提供する放課後等デイサービス、施設職員へ専門的な支援を行う保育所等訪問支援を実施します。	障害福祉課	継続													
		3-2-2	再掲 3-1-3 4-1-1		ユニバーサルデザイン推進事業	誰もが暮らしやすいまちや地域社会を実現するため、利便性や安全性に配慮した施設づくりを進めるとともに、小・中学校における教育や、企業、市民への学習機会の提供など、ユニバーサルデザインを実践する思いやりの心を持った人づくりに取り組みます。	政策企画課	継続													
		3-2-3			外国人母子保健相談	妊産婦・乳幼児の育児に関する悩みについて、言葉の壁がないよう、通訳を配置し、個々に応じた支援を実施します。	こども保健課	継続													
		3-2-3			外国人相談事業	ポルトガル語、スペイン語、英語などにより、子育て支援を始めとした市政全般、日常生活での問題などの相談事業を実施し、生活を支援します。	多文化共生・国際課	継続													
		3-2-3			外国語版子育て情報ハンドブックの発行	外国人の保護者に子育て情報を提供できるよう、子育て支援事業をとりまとめた情報冊子を外国語で作成します。	子育て支援課	継続													
		3-2-3			プレスクール事業	ブラジル人託児所や外国人集住地域に在住する就学前児童に対して、定期的な日本語教室や日本の小学校の習慣を学ぶ機会を提供することで円滑な学校生活を支援します。	多文化共生・国際課	継続													
		3-2-3			外国人児童保育円滑化事業	外国人児童・保護者を対象に、通訳を介して保育に関する情報の提供や相談、指導を行い、保育園・認定こども園への円滑な適応とコミュニケーション機会を提供します。	保育課	継続													
		3-2-3			海外協力交流研修員受入事業	ブラジルの教職員を研修生として受け入れ、ブラジル人児童・生徒に対する学習支援とその保護者への教育相談を行うとともに、日本の教育制度をブラジル本国に周知します。	多文化共生・国際課	継続													
		3-2-3			外国人の子どものアフタースクール事業	外国人集住地域の外国人児童を対象に、学校、地域住民、保護者等が連携して夏休みに、日本語や学習の習得が進むよう支援を行います。	多文化共生・国際課	継続													
	3-2-3	再掲 2-2-2		外国人児童・生徒相談コーナーの運営	外国人児童生徒相談コーディネーターが、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築・連携・調整を行います。また、外国人児童生徒及び保護者を対象とした教育相談活動や、学校における外国人児童生徒への指導を支援するための教材を整備します。	学校教育課	継続														
	3-2-3			子育て支援通訳嘱託員の配置	外国人への窓口対応等を円滑に実施するため、ポルトガル語通訳嘱託員を配置します。	子育て支援課	継続														
	④ 子どもの貧困への支援	3-2-3			生活困窮世帯及び生活保護世帯への学習支援事業	生活に困窮する世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生を対象に、学習支援を実施します。	障害福祉課	継続													
		3-2-3	再掲 3-2-1		ひとり親家庭への学習支援事業	ひとり親家庭の中学生を対象に学習支援を実施します。	子育て支援課	新規													
		3-2-3			助産施設入所事業	経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦が安心して出産できるよう、助産施設で受け入れます。	子育て支援課	継続													
		3-2-3	再掲 3-1-4		就学援助	経済的支援を必要とする市立小・中学校に通う児童・生徒のいる家庭の給食や学用品費などの補助を行います。	学校教育課	継続													
		3-2-3			保育料の免除	生活保護家庭及び市民税非課税のひとり親家庭について、保育料を免除します。	保育課	継続													
	3-2-3	再掲 3-2-1		市営住宅の家賃減免	20歳未満の子を扶養している母子、父子世帯を対象に、所得に応じて市営住宅の家賃を10%減免します。	住宅課	継続														
	3 子育て家庭を支える環境づくり	3 健康で子育てできる支援の充実	① 妊娠・出産・育児の支援	3-3-1			妊娠期の保健・医療	妊娠前から母子の健康管理を行うために、妊娠届出のあった妊婦に母子健康手帳及び健康診査受診票の交付を行います。	こども保健課	継続											
				3-3-1			乳幼児健康診査	成長・発達の確認、疾病の早期発見とともに、育児の相談や指導を行います。	こども保健課	継続											
3-3-1				再掲 1-2-1		乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	出産後の子育ての不安を軽減し、乳児家庭の孤立化を防止するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を看護師等が家庭訪問します。また地域の相談先である民生委員児童委員による家庭訪問も行います。	こども保健課、子育て支援課	継続												
3-3-1				再掲 1-2-1		養育支援訪問事業(こども保健課分)	育児不安などを持つ妊婦及び産婦を対象に、保健師、助産師が家庭訪問により育児に関する専門的相談支援を行います。	こども保健課	継続												
3-3-1						不妊治療費補助	特定不妊治療及び一般不妊治療に要する費用の一部を補助し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。	こども保健課	継続												
3-3-1						産婦・新生児訪問指導	助産師が産後間もない家庭を訪問し、産後の健康管理や育児等について相談を行うことで、育児の不安軽減を図ります。	こども保健課	継続												
3-3-1						未熟児・ハイリスク児等訪問指導	低出生体重児や未熟児、支援を必要とする乳幼児の保護者に対し、育児の不安軽減や子どもの健全な発育・発達のために訪問指導を行います。	こども保健課	継続												
3-3-1						パパママ教室	安心して子育てができるよう、妊娠・出産、育児に必要な知識を身につけるとともに、親同士の交流などを行います。	こども保健課	継続												



基本目標	施策の方向	推進施策	施策番号	再掲	個別事業	事業内容	課名	施策の方向	拡大の内容	事業の対象年齢														
										0	1	3	6	9	12	15	18歳							
										結婚前	妊娠前	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生等	青年							
					3-3-1	未熟児養育医療給付	養育のため入院を必要とする未熟児に対し、必要な医療費等の給付を行います。	こども保健課	継続															
					3-3-1	小児慢性特定疾患医療給付	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等に対し、医療費等の給付を行います。	こども保健課	継続															
					3-3-1	女性の健康支援事業	全ての女性が自ら望んだ時に妊娠、出産ができるように、妊娠、生殖補助医療、避妊に関する知識の普及を行います。また、女性特有な心身の不調及び婦人科疾患等の予防を目的としたセルフケア教育を行います。	こども保健課	継続															
					3-3-1	風しん抗体検査・風しん予防接種	妊娠を予定または希望する女性と配偶者及び同居者、風疹抗体価が低い妊婦の配偶者及び同居者を対象に、風疹抗体検査費用を助成するほか、風疹ワクチン予防接種対象者に対し接種費用の一部を助成します。	健康政策課	継続															
					②親子の健康づくりの推進	3-3-2	離乳食講習会	乳児を持つ保護者等を対象に、基本的な離乳食の作り方・与え方について講習会を実施することで、生活習慣の基盤をつくることのできるよう支援します。	こども保健課	継続														
						3-3-2	予防接種の実施	学校保健、医療機関などとも連携し、情報の提供と保護者への積極的な働きかけを行いながら予防接種関係法令及び予防接種ガイドラインに沿い、安全に予防接種事業を実施します。	健康政策課	拡大														
						3-3-2	保育園における食育の推進	保育園・認定こども園において、食事を通して、規則正しい食生活、食事づくり、食べ物に対する興味を持つことなどを通して、園児が楽しく食べる子どもに成長するよう、保育園職員を対象に「食育」に関する研修や意見交換会などを開催します。	保育課	継続														
						3-3-2	食農教育の推進	学校給食等を通して地産地消など、食農教育の大切さを普及していきます。	学校教育課	継続														
						3-3-2	学校保健連携事業	出前講座や学校保健委員会などの機会を捉え、学校と協働での健康づくりを進めていきます。	こども保健課	継続														
						3-3-2	フッ素洗口事業	年長児と小学生を対象に継続的にフッ素洗口を実施し、子どもをむし歯から守るとともに、むし歯予防意識の向上を図ります。	こども保健課	継続														
						3-3-2	健康づくりの推進	禁煙・防煙を進めるとともに、健康づくりに関する意識啓発を進めます。また、各種検(健診(がん検診、健康診査、歯科健康診査等)の大切さを周知し、受診率の向上を図ります。	健康増進課	拡大														
					4	1	子育てを社会全体で支える意識の啓発			4-1-1	はぐみんデーの周知	愛知県が、毎月19日を子育て応援の日「はぐみんデー」としていることをPRし、家庭、地域、職場で子育てについて考えるきっかけづくりを行います。	子育て支援課	継続										
										4-1-1	再掲 4-2-1 4-2-2	労働条件に関する制度等の啓発	市民・企業に対し、子育てをしながら働きやすい労働条件に関する法制度等について啓発を行い、労働条件の向上を図ります。	商工業振興課、市民協働推進課	継続									
										4-1-1	再掲 4-2-1 4-2-2	両立支援を充実させるための各種制度の周知	企業に対し、仕事と家庭の両立支援を充実させるため、労働環境改善に向けた各種制度の周知を図ります。	商工業振興課、市民協働推進課	継続									
										4-1-1	再掲 4-2-1	家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画社会を実現するため、市民向け講座等の実施や啓発紙の発行等情報提供を行うことで、市民一人ひとりの家庭生活における男女共同参画意識を高めていきます。	市民協働推進課	継続									
4-1-1	再掲 3-1-3 3-2-2	ユニバーサルデザイン推進事業	誰もが暮らしやすいまちや地域社会を実現するため、利便性や安全性に配慮した施設づくりを進めるとともに、小・中学校における教育や、企業、市民への学習機会の提供など、ユニバーサルデザインを実践する思いやりの心を持った人づくりに取り組みます。	政策企画課						継続														
4-1-1	再掲 4-2-2	子育て応援企業の認定・表彰	市民や従業員に対する子育て支援の取り組みを積極的に進めている企業を「子育て応援企業」として認定・公表することにより、企業の子育て支援施策を推進します。また、認定企業のうち、特に優れた活動をしている企業を表彰します。	子育て支援課						継続														
②地域で子どもを育てる体制の整備	4-1-2	再掲 1-2-1 1-2-2 2-3-1	地域子育て支援センター事業	地域における子育て支援の拠点として保育園等を活用し、子育ての相談や育児講座の開催、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供します。						保育課	拡大													
	4-1-2	再掲 1-2-1 2-3-1 4-1-3	ここにこサークル	乳幼児とその保護者を対象に月1～2回程度、気軽に親子・親同士の交流ができる場を提供し、地域に密着した子育てを応援するふれあい・交流活動を行います。						こども未来館	拡大													
	4-1-2	再掲 1-2-2	子育て支援地域活動事業	地域の在宅児童や子育て家庭等に対して、保育園・認定こども園の園庭開放による親子の交流活動を行います。また、保育室・遊戯室等を利用した子育てサークルなどの育成・活動支援、子育て家庭の育児への不安などについての助言・相談等を行います。						保育課	拡大													
	4-1-2	再掲 1-2-1 4-2-1	ファミリー・サポート・センター事業	地域において子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人のネットワークをつくり、育児の相互援助を推進します。						子育て支援課	拡大													
	4-1-2	再掲 4-1-3	子育てサポーターの養成	こども未来館及び各地域で開催する「ここにこサークル」で子育て支援を行うボランティアに対し各種養成講座を開催します。また、新たな参加者を募集するためPRを進めます。						こども未来館	継続													
	4-1-2		読み聞かせボランティアの養成	中央図書館、市民館などで子どもたちを対象に絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなどを通して本への興味を起こさせるためのボランティアを養成します。						図書館	継続													
	4-1-2		PTA活動の推進	児童生徒の健全な育成を図るため、市内各地域のPTA活動が活発に行えるよう、各小中学校PTAの連絡協議会の運営を支援し、相互の連絡、提携、協調を図ります。						生涯学習課	継続													
	4-1-2		子ども会活動の推進	子どもたちが集団活動を通じて心身をきたえ、社会生活を営むための基本的マナーやルールを身につけるために、地域の育成者が行う子ども会活動の推進を支援します。						生涯学習課	継続													

基本目標	施策の方向	推進施策	施策番号	再掲	個別事業	事業内容	課名	施策の方向	拡大の内容	事業の対象年齢									
										0	1	3	6	9	12	15	18歳		
										結婚前	妊娠前	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生等	青年		
2 仕事と家庭の両立ができる環境づくり	③ 市民協働による子育て支援の推進	4-1-2	再掲 2-4-2	青少年育成事業	不登校やひきこもり、非行などの青少年問題の防止・対応及び地域における青少年健全育成活動を支援します。	生涯学習課、学校教育課	継続												
		4-1-2	再掲 2-3-2	まちの居場所づくり活性化施策の推進	地域の高齢者や子ども、子育て中の保護者などが気軽に集うことができる憩いの場「まちの居場所づくり」活動について、市民への情報提供や運営者交流会の開催などの活性化施策を推進します。	子育て支援課、関係課	新規												
		4-1-2	再掲 3-1-5	民生委員児童委員、主任児童委員による「こどもには赤ちゃん訪問事業」	赤ちゃんが生まれた家庭を地域の民生委員児童委員と主任児童委員が訪問し、子育ての相談に応じてその存在を知ってもらおうとともに、子育ての悩みを自分で抱える保護者に対し、適切な行政の支援につなげます。	子育て支援課	継続												
		4-1-3		子育て支援団体に関する情報提供	市内の子育て支援団体の情報を集約し、子育て家庭に情報提供を行います。	子育て支援課、こども未来館	新規												
		4-1-3		子育て支援団体の育成	地域の子育て支援の担い手となる人材や団体を育成するための研修会や相談等を行います。	こども未来館、子育て支援課	新規												
		4-1-3	再掲 1-2-1 2-3-1 4-1-2	ここにこサークル	乳幼児とその保護者を対象に月1~2回程度、気軽に親子・親同士の交流ができる場を提供し、地域に密着した子育てを応援するふれあい・交流活動を拡大します。	こども未来館	拡大	実施回数増											
		4-1-3	再掲 4-1-2	子育てサポーターの養成	こども未来館及び各地域で開催する「ここにこサークル」で子育て支援を行うボランティアに対し各種養成講座を開催します。また、新たな参加者を募集するためPRを進めます。	こども未来館	継続												
		4-1-3		校区市民館のコミュニティーセンター機能の強化	校区市民館を地域のまちづくりの拠点とし、自治会、NPO、ボランティア等地域で活動している各種団体が活動しやすい環境を整えます。	市民協働推進課	拡大	計画的な整備・改修											
		4-1-3		子育て支援団体と連携した児童虐待防止事業や子育て支援事業の推進	児童虐待防止対策や子育て支援について、専門的な知識や経験を持つ子育て支援団体と連携し、よりきめ細やかな事業の推進を図ります。	子育て支援課	新規												
		4-2-1	再掲 4-1-1 4-2-2	労働条件に関する制度等の啓発	市民・企業に対し、子育てをしながら働きやすい労働条件に関する法制度等について啓発を行い、労働条件の向上を図ります。	商工業振興課、市民協働推進課	継続												
		4-2-1	再掲 4-1-1 4-2-2	両立支援を充実させるための各種制度の周知	企業に対し、仕事と家庭の両立支援を充実させるため、労働環境改善に向けた各種制度の周知を図ります。	商工業振興課、市民協働推進課	継続												
		4-2-1	再掲 4-1-2	家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画社会を実現するため、市民向け講座等の実施や啓発紙の発行等情報提供を行うことで、市民一人ひとりの家庭生活における男女共同参画意識を高めていきます。	市民協働推進課	継続												
		4-2-1		仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	特に男性に対し仕事と子育てが両立できるよう講演会や交流会を実施し、子育ての大切さを啓発します。また、企業内においてワーク・ライフ・バランスや家庭教育など学習機会を提供します。	子育て支援課、生涯学習課	継続												
		4-2-1	再掲 2-1-1	パパママ子育て講座	家族全員での子育て、特に男性の育児参加を支援するため、子どもに対する様々なふれあい遊び等を通じた家庭教育やワークライフバランス(仕事と生活の調和)等に関する学習機会を提供します。	生涯学習課	継続												
		4-2-1	再掲 1-2-1 4-1-2	ファミリー・サポート・センター事業	地域において子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人のネットワークをつくり、育児の相互援助を推進します。	子育て支援課	拡大	会員数の増											
4-2-1		子育て中の女性の再就職支援	マザーズハローワークや愛知県と連携し、子育て中の女性の再就職支援を行います。	子育て支援課、商工業振興課、市民協働推進課	新規														
4-2-1		結婚支援事業	未婚者を対象に、結婚や家庭、子育てについて考えるきっかけづくりや出会いの機会を提供する事業を行います。	子育て支援課、市民協働推進課	新規														
4-2-2	再掲 4-1-1 4-2-1	労働条件に関する制度等の啓発	市民・企業に対し、子育てをしながら働きやすい労働条件に関する法制度等について啓発を行い、労働条件の向上を図ります。	商工業振興課、市民協働推進課	継続														
4-2-2	再掲 4-1-1 4-2-1	両立支援を充実させるための各種制度の周知	企業に対し、仕事と家庭の両立支援を充実させるため、労働環境改善に向けた各種制度の周知を図ります。	商工業振興課、市民協働推進課	継続														
4-2-2		子育て家庭優待事業(はぐみんカード)	子育て家庭優待事業の協賛店舗の拡大を進めていきます。また、協賛店舗を子育てにやさしい企業としてPRをしていきます。	子育て支援課	拡大	協賛店舗の増													
4-2-2	再掲 4-1-1	子育て応援企業の認定・表彰	市民や従業員に対する子育て支援の取り組みを積極的に進めている企業を「子育て応援企業」として認定・公表することにより、企業の子育て支援施策を推進します。また、認定企業のうち、特に優れた活動をしている企業を表彰します。	子育て支援課	継続														
4-2-2	再掲 3-1-3	赤ちゃんの駅	親子が安心して外出できるよう、市内のおむつ交換や授乳のできる施設・店舗を赤ちゃんの駅として登録し、施設や店舗の情報を発信していきます。	子育て支援課	拡大	登録か所数の増													

削除事業一覧

現行計画の位置づ	事業名	担当課	削除の理由
1-1-①	子育て講演会	子育て支援課	親支援プログラムに移行
1-1-①、3-1③	住みよいくらいしづくり計画の策定	市民協働推進課	子育て支援に限るものではないため
1-1-②	健康の道利用の促進事業	健康増進課	子育て支援に限るものではないため
1-1-②	とよはし歴史探訪	美術博物館	芸術・文化ふれあい体験に移行
1-1-②、2-1②、3-1③	保育所地域活動事業	保育課	子育て支援地域活動事業に統合されたため
1-1-②、2-1②、3-1③	私立幼稚園地域活動事業	保育課	事業が終了したため
1-1-②、2-1②、3-1③	幼稚園子育て支援地域活動事業	保育課	県事業のため
1-2-①	小中学校の2学期制による教育の推進	学校教育課	制度として定着しているため
1-3-①	拠点的地区市民館リニューアル	生涯学習課	整備終了
2-1-①	認定こども園事業	保育課	教育・保育事業に統合
2-1-②	子育てプラザにおける子育て相談	こども未来館	プラットホーム事業に統合
2-2-④	都心居住の促進	まちなか活性課 住宅課	子育て支援に限るものではないため
2-3-②	こども発達センターの運営	こども発達センター	事業内容が他に掲載されているため
2-4-①	健診事後相談	こども保健課	乳幼児健康診査に含まれるため
2-4-①	健診事後教室	こども保健課	〃
2-4-①	4か月児事後健康診査	こども保健課	平成23年度に事業終了
2-4-②	ティーンズマタニティクラス	こども保健課	パパママ教室に含まれるため
2-4-②	育児教室(大きくなあれ)	こども保健課	パパママ教室に含まれるため
2-4-②	考えよう 話し合おう みんなの健康づくり	こども保健課	「学校保健連携事業」に統合
2-4-②	まちづくり出前講座(学校版)		「学校保健連携事業」に統合
2-4-②	食生活について考えよう「うちの子元氣!大作戦」	こども保健課	「学校保健連携事業」に統合
2-4-②	健康のまちづくり事業	健康増進課	子育て支援に限るものではないため
2-4-②	母子健康手帳の交付	こども保健課	「妊娠期の保健・医療」として統合
2-4-②	マタニティマークの普及	こども保健課	「妊娠期の保健・医療」として統合
2-4-②	妊産婦歯科健康診査	こども保健課	「妊娠期の保健・医療」として統合
2-4-②	母子健康管理指導事項連絡カードの普及	こども保健課	「妊娠期の保健・医療」として統合
2-4-②	禁煙・防煙事業	健康増進課	「健康づくりの推進」に統合
2-4-②	保護者の健康づくりの推進	健康増進課	「健康づくりの推進」に統合
2-4-②	健康に関する啓発	健康増進課	「健康づくりの推進」に統合
2-4-②	保健所・保健センターの運営事業	健康政策課	整備終了
2-4-③	休日夜間診療体制の充実	健康政策課	整備終了
3-2-①	企業・労働者・行政による3者懇談会の実施	子育て支援課	他の事業に振替